

石川県公報

平成 24 年 6 月 15 日

第 1 2 5 0 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
平成24年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課)	1	石川県立保育専門学園学生募集公告 (少子化対策監室)	5
平成24年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同)	2	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	6
保安林の指定予定の通知 (森林管理課)	2	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	9
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	3	土地改良区の定款変更認可公告 (経営対策課)	9
平成24年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告 (長寿社会課)	4	道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	9
		教育委員会	
		博物館の登録事項の変更登録	10

告 示

石川県告示第296号

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定により、平成24年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 日程

第 1 日	平成 24 年 11 月 19 日
第 2 日	平成 24 年 11 月 26 日
第 3 日	平成 24 年 12 月 3 日

- 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4 時 間
理 容 所 の 衛 生 管 理	14 時 間
計	18 時 間

- 受講料
18,000円
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号
財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

石川県告示第297号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、平成24年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 主催者の所在地及び名称

東京都江東区有明3丁目7番26号

財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	平成 24 年 11 月 19 日
第 2 日	平成 24 年 11 月 26 日
第 3 日	平成 24 年 12 月 3 日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4 時 間
美 容 所 の 衛 生 管 理	14 時 間
計	18 時 間

5 受講料

18,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号

財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

石川県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市河内町口直海己41番から48番まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第299号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

加賀市

2 事業の種類

市道B第14号線道路改良事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

石川県加賀市河南町、河南町口、山代温泉桔梗丘4丁目及び山代温泉南町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、加賀市河南町地内から同市山代温泉南町地内までの延長604mの区間における「市道B第14号線道路改良事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

市道の管理は、道路法第16条第1項の規定によりその路線の存する市が行うものとされており、市道B第14号線(以下「本路線」という。)は、同法第8条第1項の規定により市道に認定され、同法第18条第1項の規定により道路区域の決定が行われていることから、起業者である加賀市は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について**ア 得られる公共の利益**

本路線は、加賀市河南町の国道364号から二級河川大聖寺川を渡河して山代温泉の主要地方道小松山中線を連結する補助幹線となり、山代温泉への物流路線及び観光バスルートとして重要な役割を果たすほか、通勤通学路線として利用されるなど、地域住民の日常生活に欠かせない道路に位置づけられる。

しかしながら、現道である市道B第351号線は2車線を擁するものの、交差点の巻込み部が狭小なため大型車が廻りにくく、右折付加車線が未設置であるため朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。また、歩道未設置のため通学児童が危険な状況にある。事実、現道では交通事故による負傷者が数多く出ており、平成18年から平成22年までの5年間に発生した交通事故の負傷者数は11名にのぼり、安全な道路交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、現道における朝夕の交通混雑の緩和と通学児童の安全確保に寄与するものと認められる。また、本路線は北陸自動車道小松インターチェンジから加賀市東部の丘陵地を經由して加賀インターチェンジを結ぶ南加賀道路本線ルートと整合するので、観光支援道路としてのアクセス向上にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

加賀市が同市起業地周辺において行った鳥類調査では、環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載されているオオタカ及びミサゴの営巣が確認されているが、起業地から離れており生息環境が直接改変されないこ

とから影響は小さいとされている。

その他、石川県環境部自然環境課が発行している「いしかわレッドデータブック」による絶滅危惧種に掲載されている動植物が確認された場合は、移植を行うことで種の保全を行うこととしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全な通行及び自動車の円滑な交通の確保を目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)に基づく第3種第2級の規格に基づく2車線道路を整備するものであり、本件事業の事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように通学児童等の歩行者の安全な通行及び自動車の円滑な交通が確保されていないため、できるだけ早期にそのような状況の緩和を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

加賀市建設部管理課

公 告

平成24年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成24年10月28日(日) 午前10時から

2 試験の場所

石川県立総合看護専門学校(金沢市鞍月東2丁目1番地)

石川県立工業高等学校(金沢市本多町2丁目3番6号)

石川県立七尾東雲高等学校(七尾市下町戊部12-1)

3 指定試験実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 出願に関する書類の受付期間

平成24年7月6日(金)から同月20日(金)まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを受け付け

る。

5 出願に関する書類の提出先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター

〒920 - 0964 金沢市本多町3丁目2番15号

電話番号 076 - 221 - 1833

6 その他

受験案内等の請求その他詳細については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターへ問い合わせること。

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に平成25年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 募集人員

専攻科(修業年限1年) 期試験 10名程度 期試験 若干名

2 受験資格

保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者

3 試験の日時

期試験 平成24年11月11日(日) 午前9時から

期試験 平成25年3月3日(日) 午前9時から

4 試験場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

小論文

(2) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

期試験：平成24年10月25日(木)から同年11月5日(月)まで

期試験：平成25年2月18日(月)から同月25日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921 - 8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

1 募集人員

保育学科(修業年限2年) 期試験 50名 期試験 10名

2 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者及び平成25年3月卒業見込みの者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成25年3月修了見込みの者

(3) 文部科学大臣から(1)及び(2)と同等以上の資格を有すると認定された者

3 試験の日時

期試験：平成24年12月12日(水) 午前9時から

期試験：平成25年3月3日(日) 午前9時から

4 試験場

金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

国語

国語表現 及び国語総合(ただし、古文及び漢文を除く。)

(2) 実技試験

音楽

次のA ピアノ、B 声楽 からどちらか一方を選択する。

A ピアノ

次のaからcの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、くりかえしなしとする。暗譜でも良いし、楽譜を見ても良い。

a バイエルピアノ教則本より 原書番号60番(イ短調 3/4拍子)から原書番号106番(ハ長調 3/4拍子)の中から番号を持つ曲

b ブルグミュラー25の練習曲より 第1から25番

c ソナチネアルバム 巻より 第1から17番の第1楽章

B 声楽

次のdからfの中から受験生が選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。

暗譜でも良いし、楽譜を見ても良い。必要な者には歌い出しの音を与える。移調可

d 大きな古時計 保富康午 訳詞 ヘンリー・クレイ・ワーク 作曲

e 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲

f 朧月夜(おぼろづきよ) 高野辰之 作詞 岡野貞一 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

期試験：平成24年11月27日(火)から同年12月4日(火)まで

期試験：平成25年2月18日(月)から同月25日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店、セカンドストリート金沢田上店

金沢市田上第五土地区画整理事業地内16街区1-1ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 福島 長男

東京都台東区上野七丁目14番4号

(変更後) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤田 勝幸

東京都台東区上野七丁目14番4号

3 変更の年月日

平成24年4月2日

4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成24年6月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月15日から同年10月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

明文堂書店金沢県庁前本店

金沢市鞍月5丁目158ほか13筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 福島 長男

東京都台東区上野七丁目14番4号

(変更後) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤田 勝幸

東京都台東区上野七丁目14番4号

3 変更の年月日

平成24年4月2日

4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成24年6月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月15日から同年10月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋金沢大桑店、シューズプラザ金沢大桑店、マックハウス金沢大桑店
金沢市大桑3丁目38番地ほか
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 大和情報サービス株式会社
代表取締役 福島 長男
東京都台東区上野七丁目14番4号
(変更後) 大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目14番4号
 - (2) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 金沢市大桑第三土地区画整理事業地内16-1街区11 ほか26筆
12街区1-1 ほか5筆
(変更後) 金沢市大桑3丁目38番地ほか
 - 3 変更の年月日
平成24年4月2日
 - 4 変更する理由
建物設置者の代表者変更のため
土地区画整理事業完了に伴う住所表示変更のため
 - 5 届出年月日
平成24年6月6日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
平成24年6月15日から同年10月15日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年10月15日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ野々市
野々市市三納1丁目77ほか
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 大和情報サービス株式会社
代表取締役 福島 長男
東京都台東区上野七丁目14番4号
(変更後) 大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目14番4号
 - (2) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区内20, 21, 22, 24, 77, 79, 80街区内
(変更後) 野々市市三納1丁目77ほか
 - 3 変更の年月日
平成24年4月2日
 - 4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

土地区画整理事業完了に伴う住所表示変更のため

5 届出年月日

平成24年6月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月15日から同年10月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ小松店

小松市長田町口1番1ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成24年2月7日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年6月15日から同年7月17日まで

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
河北潟沿岸土地改良区	平成24年6月8日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
輪島市二ツ屋町五字26番4、29番4、42番2、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 52.80m	輪島市二ツ屋町7の25番地 坂口 政一	平成24年5月30日
かほく市七窪八16番3、17番1、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部	幅員 4.70m 延長 45.00m	金沢市糸田二丁目24番地 喜多 成央	平成24年5月31日

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、次の博物館の登録事項の変更登録をした。

平成24年6月15日

石 川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第25号	
設置者の名称	加賀市	
博物館の名称	変更前	加賀アートギャラリー
	変更後	加賀市美術館
博物館の所在地	加賀市作見町リ1番地4	